

団体名： 一般社団法人 日本自閉症協会
代表者名： 会 長 山崎 晃資
担当者氏名：事務局長 北山 輝幸
連絡先：03-3545-3380

平成 27 年度予算要望事項・文部科学省関係

I 予算要望

1. 障害のある子どもに対する早期からの教育相談及び支援体制の構築を図るため、教育と保育・福祉・保健・医療等との連携推進、情報の提供等の取り組みを推進することが必要であるが、とくに自閉症を始めとする発達障害の子どもの特性にあったものとする。
2. 児童福祉法における障害児に関する定義・規定の見直しにより「精神に障害のある（発達障害含む）児童」が追加されたが、自閉症と発達障害の区分を明確とすること。
3. 自閉症の児童生徒が特別支援学校や特別支援学級において大きな割合を占めている状況に相応しい法制度が図られるよう、学校教育法第 72 条に「自閉症の人々」を位置づけ、同様に 75 条、80 条、81 条等、関係する法令においても明記すること。
4. 自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒のために、障害特性を配慮した教科書及び指導書についてのさらなる研究開発を図ること。
5. インクルーシブ教育システムの構築のために、通常の小学校、中学校、高等学校における自閉症をはじめ発達障害のある児童生徒に対する各教科等の指導内容・方法等の研究事業を展開し、次期の学習指導要領改訂時には必要な事項を明記すること。
6. インクルーシブ教育の進展に対応し、通常の高等学校に在籍する自閉症をはじめとする発達障害のある生徒のキャリア教育・就労支援が進められるよう、教育・相談・支援のセンター的機能のある機関の設置または併置等のためのモデル事業等により研究開発を図ること。
7. 自閉症をはじめとする発達障害に関する国民の理解を深めるため、平成 19 年 12 月に国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、及び平成 24 年 12 月の第 67 回国連総会で採択された「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議（略記）の趣旨を周知させ、さらに公共広告機構を活用するなどの積極的な広報その他の啓発活動を行うこと。
8. 全国の特別支援学校、特別支援学級等における自閉症をはじめとする発達障害の児童生徒の在籍状況・進学・就労等の実態に関する調査を行い、文部科学省の特別支援教育資料等に調査結果を公表すること。
9. インクルーシブ教育構築モデル事業では、特別支援教育について、「4.それぞれの障害に配慮した教育」の各障害区分に「自閉症・情緒障害」と記述があり、同一の障

害区分とされているが、自閉症の障害特性及び心性への誤解や不理解を招くことから早急な改善を要望する。

10. インクルーシブ教育事業でデータベースをまとめる段階で、各障害と同様に「自閉症」として明記することを要望する。
11. インクルーシブ教育推進のため、障害特性を十分に理解した上で合理的配慮が図られる必要があることから、「自閉症」を障害の一つとして学校教育法に明記し、制度上の配慮が図られることを要望する。
12. 「強度行動障害支援者養成研修」を厚生労働省が行っているが、これを参考にして学校現場における支援の改善・充実のために教員向け研修を文部科学省の事業として展開を要望する。
13. 自閉症の児童生徒の就労拡大のため、各都道府県で行っている就労への取り組みについての情報交換「自閉症就労支援フォーラム」を関係機関の協力により開催し、情報の共有化と情報発信を図り、企業への理解啓発と就労の拡大を推進する契機とすることを要望する。
14. 各大学の教育学部教員養成課程に「自閉症・発達障害教育」科目を立て、必須科目とすることを要望する。
15. 特別支援学校における職業教育の開始時期について、可能な限り高等部以前の早い時期から取り組むように要望する。

II 中長期的な課題に関する要望

1. 自閉症の本態解明や効果的な支援方策に関する研究を推進すること。
2. 自閉症をはじめとする発達障害のある人々を正しく理解し、適切な支援を担う人材を医療・教育・福祉・労働の分野において養成し、確保すること。なお、教員の育成にあたっては、自閉症に関する科目を必須とし、発達障害者支援法の精神を活かした育成・養成を推進すること。また、自閉症の人々にかかわる教職員等の研修等に当たっては、自閉症の療育に経験が豊富な教育機関および全国自閉症者施設協議会加盟施設の現場での実習やその人材を活用すること。
3. 自閉症の人々のすべてのライフステージに対応できる専門医を養成すること。
4. 大学医学部に児童青年精神医学を講ずる講座または部門を正式に立ち上げ、自閉症をはじめとする発達障害の臨床にかかわる専門医の養成を早急に行うこと。